

の設備の精度及び性能が適正に維持されていること。

へ外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ト苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となつた事項の改善が図られていること。

チ登録認証機関の認証に係る鉱工業品の管理、原材料の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。

五 前各号に掲げる事項のほか、次に掲げる品質保持に必要な技術的な運営が行われていること。

(1) 社内標準化及び品質管理の推進が鉱工業品の製造業者、輸入業者、販売業者、加工業者又は外国においてその事業を行う製造業者、輸出業者若しくは加工業者(以下「製造業者等」という。)の経営指針として確立されており、社内標準化及び品質管理が計画的に実施されていること。

(2) 製造業者等における社内標準化及び品質管理を適正に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、口の品質管理責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、社内標準化及び品質管理を推進する上で問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

(3) 製造業者等における社内標準化及び品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し社内標準化及び品質管理の推進に係る技術的指導を適切に行っていること。

ロ者に配置されていること。

(1) 製造業者等は、登録認証機関の認証に係る鉱工業品の製造部門又は加工部門と

は独立した権限を有する品質管理責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

一 品質管理体制が、日本産業規格Q九〇〇一(以下「ISO」という。)九〇〇一(主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術の認証に係る審査である場合にあっては、主務大臣が告示で定める品質管理の規格)の

規定に適合していること。

二 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する製造設備又は加工設備(主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める製造設備又は加工設備を含む。)を用いて製造又は加工が行われていること。

三 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する検査設備(主務大臣が告示で定める検査設備を含む。)を用いて検査が行われていること。

四 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する検査方法(主務大臣が告示で定める検査設備を含む。)により検査が行われていること。

五 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に係る鉱工業品の製造又は加工に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の理学、医学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む)、又はこれに準ずる標準化及び品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより標準化及び品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、登録認証機関は、品質管理体制(製造品質管理体制及び加工品質

管理体制をいう。以下同じ。)の審査を、次に定める基準により行うことができる。

一 品質管理体制が、日本産業規格Q九〇〇一又は国際標準化機構が定めた規格ISO(以下「ISO」という。)九〇〇一(主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術の認証に係る審査である場合にあっては、主務大臣が告示で定める品質管理の規格)の

規定に適合していること。

二 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する製造設備又は加工設備(主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める製造設備又は加工設備を含む。)を用いて製造又は加工が行われていること。

三 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する検査設備(主務大臣が告示で定める検査設備を含む。)を用いて検査が行われていること。

四 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する検査方法(主務大臣が告示で定める検査設備を含む。)により検査が行われていること。

五 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に係る鉱工業品の製造又は加工に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の理学、医学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む)、又はこれに準ずる標準化及び品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより標準化及び品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。

2 法第七十四条第一項の規定による立入検査の際第一条又は第二項の規定による立入検査の際独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)の職員が携帯すべき法第七十一条第五項に規定する証票は、様式第四とす。

〔鉱工業品又はその加工技術の区分〕といふ。(登録の申請)

第五条 法第三十条第一項及び第二項、第三十一項第一項並びに第三十七条第一項から第三項までの登録(第五号、次条及び第七条において單に「登録」という。)の申請をしようとする者は、様式第五にによる申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該書類の内容が既に法第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項又は第三十七条第四項から第六項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令(令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「電磁的記録認証省令」という。)第五条各号の書類又は役務命令(令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号。以下「役務認証命令」という。)第五条各号の書類の内容と同一であるときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

第一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 次の事項を記載した書類

イ 認証の業務に関する事項

ロ 認証の業務から生じる損害の賠償その他

ハ 職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証の業務に従事する者の氏名、略

三 主要な株主の構成(当該株主が、当該申請に係る鉱工業品又はその加工技術の区分に係る鉱工業品を製造し、輸入し、販売し、加工し、若しくは輸出する事業者(以下「被認証事業者」という。)である場合には、その旨を含む。)を記載した書類

。

第四条 法第三十九条第一項の主務省令で定める

鉱工業品又はその加工技術の区分(以下単に

第八十六号)第五百七十五条第一項に規定す

（登録の申請）

五 登録の申請をしようとする者が自ら認証に係る製品試験（法第三十条第三項の製品試験をいう。以下同じ。）を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合にあつては、次の事項を記載した書類

（登録証の交付）

第六条 主務大臣は、登録をしたときは、当該登録をした認証機関に、法第四十一条第二項各号に掲げる事項を記載した登録証を交付するものとする。

（登録の更新の申請）

第七条 登録認証機関は、法第四十二条第一項の登録の更新を受けようとするときは、現に受けている登録の有効期間が満了する日の六月前までに、様式第五による申請書に第五条各号に掲げる書類（同条第二号へ及び第五号イに掲げる書類を除く。）を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

一 既に主務大臣に提出している第五条各号の書類の内容に変更がないとき。

二 第五条各号に掲げる書類の内容が既に法第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条の規定による主務大臣の登録を受け、提出し

事記

業承継の届出) いる電磁的記録認証省令第五条各号の書類は役務認証命令第五条各号の書類の内容と同一であるとき。

2 しようとする者は、様式第六による届出書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該者は、その譲り受けた登録証を返納しなければならない。

前項の場合において、主務大臣は、新たな登録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付するものとする。

加し、又はその品質管理体制を変更しようとするとき、当該変更により当該鉱工業が品が日本産業規格に適合するようになると、製品試験及び現地調査の全部又は一部を省略することができる。)

**（認証に係る審査の方法
第十一條 法第四十五条第三項）**

(主務大臣が告示で定め
工技術の認証に係るもの
主務大臣が告示で定め
工の頻度で行うものとす
証試機関が、鉱工業品又
の全部又は一部の取消し
び当該取消しを受けた鉱
の認証を行つた場合は、
は、当該認証を行つた後
回以上の頻度で行うもの

		（認証に係る審査の実施時期及び頻度）	
第九条 法第三十条第三項及び第三十一条第二項		（これらの規定を法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる査査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。	
一 製造業者等から認証を行ふことを求められたとき	第一 製造業者等から認証を行ふことを求められたとき	第一 国内登録認証機関から鉱工業品に係る認証を受けた者（以下「被認証者」という。）	第一 国内登録認証機関から鉱工業品に係る認証を受けた者（以下「被認証者」という。）
四 被認証者が認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の変更し、若しくは追査の仕様を変更し、若しくは追査（ただし、又は更	二 国内登録認証機関から鉱工業品に係る認証を受けた者（以下「被認証者」という。）	第二 国内登録認証機関から鉱工業品に係る認証を受けた者（以下「被認証者」という。）	第二 国内登録認証機関から鉱工業品に係る認証を受けた者（以下「被認証者」という。）
四 被認証者が認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の変更し、若しくは追査の仕様を変更し、若しくは追査（ただし、又は更	三 鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格に種類別第十二条の審査（当該種類たるがであつて、被認証者から当該種類又は等級の変更又は追加に係る鉱工業品又はその加工技術の認証を行うことを求められたとき）	三 鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格に種類別第十二条の審査（当該種類たるがであつて、被認証者から当該種類又は等級の変更又は追加に係る鉱工業品又はその加工技術の認証を行うことを求められたとき）	三 鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格に種類別第十二条の審査（当該種類たるがであつて、被認証者から当該種類又は等級の変更又は追加に係る鉱工業品又はその加工技術の認証を行うことを求められたとき）
四 被認証者が認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の変更し、若しくは追査（ただし、又は更	四 四の項から七の項までに第十二条及び第五条第七項に規定する通知を行つたとき	四 四の項から七の項までに第十二条及び第五条第七項に規定する通知を行つたとき	四 四の項から七の項までに第十二条及び第五条第七項に規定する通知を行つたとき
四 被認証者が認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の変更し、若しくは追査（ただし、又は更	五 次の表の上欄に掲げる査査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。	五 次の表の上欄に掲げる査査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。	五 次の表の上欄に掲げる査査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。
四 被認証者が認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の変更し、若しくは追査（ただし、又は更	第六 第三者から認証に係る鉱工業品が日本産業規格に適合しない旨又は被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合しない旨の申立てを受けた場合であつて、その蓋然性が高いとき	第六 第三者から認証に係る鉱工業品が日本産業規格に適合しない旨又は被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合しない旨の申立てを受けた場合であつて、その蓋然性が高いとき	第六 第三者から認証に係る鉱工業品が日本産業規格に適合しない旨又は被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合しない旨の申立てを受けた場合であつて、その蓋然性が高いとき
四 被認証者が認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の変更し、若しくは追査（ただし、又は更	第七 国内登録認証機関が第十二条の審査の全部又は一部	第七 国内登録認証機関が第十二条の審査の全部又は一部	第七 国内登録認証機関が第十二条の審査の全部又は一部
四 被認証者が認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の変更し、若しくは追査（ただし、又は更	第八 前条の規定にかかるらず、国内登録認証機関は、被認証者に対しても定期的に、次条及び第十二条の審査を行うものとする。ただし、国	第八 前条の規定にかかるらず、国内登録認証機関は、被認証者に対しても定期的に、次条及び第十二条の審査を行うものとする。ただし、国	第八 前条の規定にかかるらず、国内登録認証機関は、被認証者に対しても定期的に、次条及び第十二条の審査を行うものとする。ただし、国

は、製品試験（主務大臣が告示で定めるものを除く。）及び品質管理体制の審査（主務大臣が告示で定めるものを除く。）の一部を省略することができる。

2 前項の審査は、三年（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術の認証に係るものである場合にあっては、主務大臣が告示で定める期間）ごとに一回以上の頻度で行うものとする。

（認証に係る審査の方法）

第十一条 法第四十五条第二項第一号の審査の方のうち製品試験（法第三十条第三項ただし書の規定に該当する製品試験を除く。以下この項、次項、第四項及び第五項において同じ。）は、次の各号に掲げる鉱工業品に対して行うものとする。

一 被認証者等（被認証者及び国内登録認証機関に対して認証を行ふことを求めた者（以下同じ。）「認証依頼者」という。）をいう。（以下同じ。）が製造（当該被認証者等が輸入業者、販売業者又は外国においてその事業を行う輸出業者である場合にあっては、当該認証又は依頼の範囲に属する当該被認証者等以外の者が行う範囲を含む。）又は加工する鉱工業品の製造又は加工の工程を代表するもの（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術の認証を行おうとする場合にあっては、主務大臣が告示で定める鉱工業品）が告示で定める鉱工業品

二 国内登録認証機関が無作為に抽出したもの

三 認証を行おうとする鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格に定める全ての製品試験を行うために必要な個数又は量（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術の認証を行おうとする場合にあっては、主務大臣が告示で定める個数又は量以上の個数又は量）

前項の規定にかかわらず、国内登録認証機関は、被認証者等が製造した試作品のうち当該国内登録認証機関が選択したものに対して製品試験を行うことができる。

3 試験用の鉱工業品が日本産業規格に適合するかどうかの審査は、国際標準化機構及び国際電気を行なうことができる。

気標準会議が定めた試験所に関する基準のうち該当するものに適合する方法で行われた前二項の製品試験の結果に基づき行うものとする。

4 第一項第二号の抽出が被認証者等の品質管理体制の現地調査を行う前に行われた場合であつて、当該抽出後に被認証者等の品質管理体制について当該試験用の鉱工業品の日本産業規格への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があつた場合には、当該製品試験の結果を用いて審査してはならない。

5 第二項の鉱工業品に対して行った製品試験に基づいて認証を行った場合には、国内登録認証機関は、被認証者等が当該認証に係る鉱工業品の製造又は加工を開始した後速やかに、第一項の製品試験の全部又は一部を行い、当該鉱工業品が日本産業規格に適合するかどうか審査するものとする。

第六条 法第四十五条第二項第一号の審査の方 法のうち品質管理体制に対する審査は、認証に係る鉱工業品又はその加工技術に係る被認証者の社内規格その他製造又は加工に関する書類を調査するとともに、当該鉱工業品を製造し、又は加工する全ての工場又は事業場に対し現地調査を行うことにより、第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認するものとする。ただし、現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行う場合には、現地調査を省略することができる。

第七条 国内登録認証機関は、第九条の表の一の項目の審査をした結果、鉱工業品が日本産業規格に適合し、かつ、認証依頼者の品質管理体制が第二条の基準を全て満たしていることを確認し、認証を行うものとする。

(認証に係る公表の基準)

第十四条 法第四十五条第二項第一号の公表は、次の表の第一欄に掲げる場合に応じ、同表の第二欄に掲げる事項を、同表の第三欄に掲げる時期に、同表の第四欄に掲げる期間行うものとする。

一 鉱工一 認証契約(鉱工業運認証契約が業品又は品又はその加工技術の滞終了する日期に、同表の第四欄に掲げる期間行うものとする)を締結したく製造又は加工された特工された場合は量の鉱工業品に係る工

業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級(当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る)。

四 鉱工業品又はその加工技術の名称
五 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地(現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行つた場合を除く)。

六 法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
七 現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行つた場合にあつては、当該鉱工業品の個数又は量並びに当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付されている識別番号又は記号及びその表示の方法

八 認証に係る法の根拠
九 請求を行つた期日直ちに規定する第二号から第八号までの請求を行つた認証に知を行つた日、認証の取消しを行つた日又は認証契約が合意された場合に請求を行つた場合に請求を行つた理由

三 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級(当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る)。
四 認証契約が終了し遅終了した期日から一年までに掲げる事項
五 契約が終了期日及び認証番号
六 満了した場二 終了した認証契約な

2 前項の公表は、同項の表の第二欄に掲げる内容を国内登録認証機関の認証を行う全ての事務所(外国にある事務所を含む。第二十一条において同じ)で業務時間内に公衆に閲覧させるために、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行わなければならない。

(違法な表示等に係る措置の基準)
第七条 国内登録認証機関は、被認証者が次各号のいずれかに該当する場合には、当該被認証者に対し、これを是正し、及び必要となる予防措置を講じるように請求するものとする。

一 品質管理体制が第二条の基準に適合していないとき。
二 認証に係る鉱工業品以外の鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に当該登録認証機関に係る法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。

三 認証に係る鉱工業品以外の鉱工業品の広告に、当該鉱工業品が認証を受けていると誤解されるおそれのある方法で、当該登録認証機関に係る法第三十三条第一項若しくは第三十一一条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を使用しているとき。

四 被認証者に係る広告に、当該登録認証機関の認証に關し、第三者を誤解させるおそれがある内容があるとき。

五 認証契約機関は、第三項第四号の有効期間(前項の規定により延長した場合を含む。次第第一項第二号及び第三号において同じ)内

を延長することができる。

六 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

七 国内登録認証機関は、第三項第四号の有効期間(前項の規定により延長した場合を含む。次第第一項第二号及び第三号において同じ)内

を延長することができる。

八 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

九 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

十 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

十一 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

十二 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

十三 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

十四 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

十五 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

十六 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

十七 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

十八 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

十九 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

二十 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

二十一 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

二十二 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

二十三 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

二十四 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

二十五 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

二十六 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

二十七 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

二十八 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

二十九 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

三十 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

三十一 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

三十二 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

三十三 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

三十四 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

三十五 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

三十六 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

三十七 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

三十八 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

三十九 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

四十 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

四十一 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

四十二 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

四十三 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

四十四 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

四十五 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

四十六 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

四十七 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

四十八 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

四十九 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

五十 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

五十一 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

五十二 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

五十三 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

五十四 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

五十五 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

五十六 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

五十七 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

五十八 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

五十九 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

六十 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

六十一 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

六十二 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

六十三 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

六十四 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

六十五 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

六十六 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

六十七 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

六十八 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

六十九 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

七十 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

七十一 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

七十二 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

七十三 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

七十四 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

七十五 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

七十六 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

七十七 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

七十八 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

七十九 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

八十 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

八十一 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

八十二 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

八十三 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

八十四 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

八十五 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

八十六 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

八十七 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

八十八 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

八十九 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

九十 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

九十一 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

九十二 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

九十三 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

九十四 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

九十五 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

九十六 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間

を延長することができる。

<p

に第三項第五号に規定する是正及び予防措置が講じられなかつた場合には、認証を取り消すものとする。

国内登録認証機関は、前項の取消しをする場合には、被認証者に対し、その保有する当該取扱い消した認証に係る鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付された法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の表示を除去し、又は抹消するよう請求するものとする。

国内登録認証機関は、認証に係る鉱工業品がその表示に係る日本産業規格に適合しなくなつた原因が是正され、又は被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合することとなり、及び必要となる予防措置が講じられたことを確認した場合には、被認証者に対し、速やかに、文書により第二項の請求を取り消す旨通知するものとする。

国内登録認証機関は、認証に係る鉱工業品がその表示に係る日本産業規格に適合しなくなつた場合は、被認証者に対し、速やかに、文書により第二項の請求を取り消す旨通知するものとする。

二 認証契約の有効期間を定めるときは、その期間

三 法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法

四 被認証者が法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示を付することができる条件として、次に掲げるもの

イ 被認証者が国内登録認証機関から認証を受けていることを広告その他他の方法で第三者に表示し、又は説明する場合には、認証を受けた鉱工業品又はその加工技術と認証を受けないものとの混同されないようになければならないこと。

ロ 認証に係る被認証者の業務が適切に行われているかどうかを確認するため国内登録認証機関が被認証者に対する報告を求め、又は被認証者の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、認証に係る鉱工業品若しくはその原材料若しくはその品質管理体制を審査することができる。

ハ ロの審査の頻度、その費用の負担その他の条件の条件

五 認証に係る鉱工業品の製造又は加工が複数の工場又は事業場で行われる場合にあっては、当該工場又は事業場を識別する方法に関する事項

六 被認証者が認証に係る鉱工業品の仕様及び品質管理体制を変更した場合の措置に関する事項

七 被認証者が第三者から認証を受けた鉱工業品又はその加工技術に係る苦情を受けた場合の措置に関する事項

八 国内登録認証機関及び被認証者の秘密の保持に関する事項

九 国内登録認証機関が講じた措置について被認証者が行う異議申立てに関する事項

一〇 第十五条第一項及び第二項の請求、認証の取消し並びに認証契約の終了に関する事項

一一 国内登録認証機関は、被認証者と認証契約を締結し、又は当該認証契約を変更した場合には、次に掲げる事項を記載した証明書を交付するものとする。

一二 認証契約を締結した期日及び認証番号

一三 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級(当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。)

四 鉱工業品又はその加工技術の名称

五 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地

六 現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行つた場合にあつては、当該鉱工業品の個数又は量及び当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付された识别番号又は記号

七 認証に係る法の根拠条項

八 国内登録認証機関は、第一項第三号の付記する事項として被認証者の氏名若しくは名称又はその略号(略称、記号、認証番号又は登録商標をいう。)を定めるものとする。

九 認証に係る法の根拠条項

一〇 認証に係る工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、認証に係る鉱工業品若しくはその原材料若しくはその品質管理体制を審査することができる。

一一 譲渡、合併又は分割により登録に係る事業の全部を承継させようとするとき、承継される日まで

一二 相続により登録に係る事業の全部を承継したとき、遅滞なく

一三 事務所の所在地を変更しようとするとき、変更する日まで

一四 認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとき、休止又は廃止しようとする日の六ヶ月前まで

一五 主務大臣(法第七十二条第三項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合であつて、その認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関にあつては、当該事務所の所在地を管轄する経済産業局長を含む。次号において同じ。)から法第五十二条第一項の登録の取消し又は認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたとき直ちに

一六 主務大臣から法第五十二条第二項の通知を受けたとき直ちに

一七 認証に係る日本産業規格が改正されたとき直ちに

一八 認証に係る第二項の基準が改正されたとき速やかに

一九 国内登録認証機関は、被認証者と認証契約を締結し、又は当該認証契約を変更した場合には、次に掲げる事項を記載した証明書を交付するものとする。

二〇 認証契約を締結した期日及び認証番号

二一 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級(当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。)

二二 認証契約の内容に係る基準

二三 認証契約の内容に係る基準

二四 認証契約の内容に係る基準

二五 認証契約の内容に係る基準

二六 認証契約の内容に係る基準

二七 認証契約の内容に係る基準

一 認証を行うことを求められたとき認証し、又は認証しないことの決定

二 被認証者から認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとする旨の通知がされたとき、国内登録認証機関が第十二条の審査又は第十二条の現地調査を行うかどうかの決定

三 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

四 国内登録認証機関は、認証の取消しをする場合に、被認証者に対する取り消す期日及び国際化するかどうかの決定

五 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

六 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

七 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

八 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

九 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

一〇 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

一一 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

一二 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

一三 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

一四 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

一五 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

一六 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

一七 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

一八 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

一九 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

二〇 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

二一 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

二二 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十二条第一項の審査を行つたとき、認証を継続するかどうかの決定

認証

分類	登録区範囲	土木及び建築の加工技術に係る日本産業規格	一般機械の加工技術に係る日本産業規格	電子機器及び電気機械の加工技術に係る日本産業規格
備考	部門記号Aに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	部門記号Bに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	部門記号Cに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	この表において、「部門記号」とは、日本産業規格(JIS) 部門記号をいう。
その他	部門記号Dに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	部門記号Eに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	部門記号Fに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	部門記号Gに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
理	部門記号Hに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	部門記号Kに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	部門記号Lに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	部門記号Mに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
情	部門記号Pに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	部門記号Rに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	部門記号Sに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	部門記号Tに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
報	部門記号Wに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	部門記号Xに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	部門記号Yに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格	部門記号Zに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用

絶にへいてい 美分の間
用することができる。
これを取引して何
利長（吉田開泰）

別表（第四条関係）

様式第1（第1条第4項関係）

様式第2（第1条第4項関係）

様式第3（第3条第1項関係）

様式第4（第3条第2項関係）

様式第5（第5条及び第7条関係）

「アーリー・エイジング」の言葉が、日本では「年少期の教育」として使われる事が多いが、これは誤解である。年少期の教育とは、年少期に必要な知識や技術を教えることである。しかし、「アーリー・エイジング」は、年少期に必要な知識や技術を教えることではなく、年少期に必要な知識や技術を教えることを目的とした教育である。つまり、「アーリー・エイジング」は、年少期に必要な知識や技術を教えることを目的とした教育である。

様式第6（第8条第1項関係）

樣式第6(第8條第1項關係)

年 月 日

而人以之為入
則其說也淺矣
故曰「子雲之賦
雖好之不厭」
蓋子雲之賦
雖好之不厭者
以其說淺也
若夫「子雲之賦
雖好之不厭」
則其說也深矣
故曰「子雲之賦
雖好之不厭」
蓋子雲之賦
雖好之不厭者
以其說深也

記

記
被承認人の氏名
口け名取五郎

の運営は、主に民間が行なうべき事

被承認者の氏名
被承認人の住所
被承認人の登録番号

連絡先
法人電話
電話番号

専 門 家 の 名 前	連絡番号
	ホームページ
	アドレス

○認証専 所	ふりがな 名称	
-----------	------------	--

ふりがな
所在地（郵便
番号）

番号	
電話番号	
○有り 諸 ふりがな	

葉問	葉問	葉問
後行	後行	後行
行氣	行氣	行氣
少陽	少陽	少陽
實寒	實寒	實寒
營動	營動	營動
所試	所試	所試

開港する事務所の名称及び所在地

認証管理責任者	氏名及び役職 電話番号 電子メールアドレス
---------	-----------------------------

電子メールア

承認の範囲	アレルギー
承認の理由	

樣式第7（第22條第1項關係）

様式第7(第22条第1項関係)

征 訂 告 白

月 日

4 段階は「ははは」とは違う。段階は「ははは」とは違う。
5 「ははは」とは違う。段階は「ははは」とは違う。
6 「ははは」とは違う。段階は「ははは」とは違う。

様式第8（第22条第4項関係）

標準第8(第22條第4項關係)

周易解卦

8

法第4化は人名を記入する欄に記入する。被相続人の住所、氏名、年齢、性別、職業等の欄に記入する。

備考 1 この用紙の大書きは、日本産業規格に定める
A4とするところ。
2 2の(法人登記証)は、めのめ(行政手続規則第27号)に
個人を登記するためのめのめ(法規第27号)に
該当する場合に登記するためのめのめ(法規第27号)
の法律(平成25年法律第2号)が規定する場合に登記する
と。 証認部の一部を取り消した場合にはあっては、3

様式第9（第22条第5項関係）

樣式第9(第22條第5項關係)

易筋经考略

四

四

の規定に基づき、下記のとおり報告します。

備考 1 この用語は、その大きさ、形、色、音等の特徴をもつて、他のものと区別されるものである。
2 A 4 とする。この個人が、法規による登記簿に登録する年齢を定めること。
3 5 とは、本邦の税金の支拂いの義務があること。
4 6 とは、本邦の税金の支拂いの義務がないこと。

様式第10（第27条第1項関係）

様式第10(第27条第1項関係)

事務所更迭出

第二部分

四

に於いて半角するが、その規定に基づき、無効とする。

- 1 变更しようとする事務所の名称、所在地及び電話
番号
2 变更の予定期日
3 变更の理由

3 登録証を添付すること。

様式第11（第28条関係）

樣式第11(第28條關係)

四
五
六
七
八
九
十

85 86

四

「ハ 藤原 五郎 は お ま す か 」 と い う と 、 五 郎 は ま ず 一 気 に お ま す か と い う と 、 五 郎 は ま ず 一 気 に お ま す か と い う と 、

- 記
1 炎炎
2 涼涼
3 暖暖
4 涼涼
5 暖暖

式様第1-2 (第2章各系1回用)

業 務 休 止 (発 止) 著 出 書

年 月 日

附
仕合
の氏名又は社名又は法人
にあってはその代表者の氏名
を記入せよ。

産業標準化規格第4号(第5号第2回)において要請する
する規格(第3項)の規格にに基づき、認定の申請の一部(全部
を休止(発止)したいので、下記のとおり提出せ
す。)

記

1 休止(発止)の主たる事由とその認定の業種の範囲
2 休止(発止)の予定期間
3 休止(発止)の理由

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4
とすること。

